



事務局 町田地区労
八柳 ひろ子

2025年9月号

< 25年度 町田市へ要請の回答 >

A. 緊急：指定暑熱避難施設を「7月～9月常時開放して下さい。

回答：市のクーリングシェルター指定施設は、各施設の開館時間中、指定エリアを外出時の一時的な休憩場所として利用可。

B. 町田市への要請

1. 医療：高校生までの通院時の医療費完全無償化を。答：200円を自己負担して下さい。

2. 国保税滞納者に十分な納付相談と指導を。

答：特別の事情がないのに、保険税滞納者は、10割負担の資格確認書発行するが、

重度のけがや病気で緊急に病院にかかる必要があり、医療費10割負担が困難な場合

1ヶ月間有効な保険証を交付できる場合がある。

3. 介護保険：特養ホームを増設を。

答：新規の入居者92.3%が1年未満に入所、6か月未満で入所は75.4%で新設しない。

4. 2) 高齢者の補聴器購入費補助制度の

対象者の所得制限しないことと、助成額増を。

答：4月の新たな事業であり現時点で制度を見直すことは考えていない。

⇒右へ続く

⇒6.3) 学校統廃合計画の再検討と、避難所や備蓄品など地域住民に周知を。

答：「町田市新たな学校づくり推進計画」では、「市民生活の拠点づくり」（避難施設や「地域活用型学校」）の実現も目指している。

9.1) 火葬場の増設と他市で利用した場合に補助金支給を。

答：火葬場の増設はできない。
助成金を支給する予定はない。

C. 国や東京都へ要請

2. 後期高齢者医療制度の保険料を値上げしないこと 答：保険料は緩やかな増加になるよう東京都後期高齢者医療広域連合を通じて国に要請。

3. 国保の子どもの負担をなくすために、公費投入するよう要請して。

答：子どもに係る均等割額の軽減割合や対象年齢の拡大を、全国市長会を通じて要望。

10. 本年、最高裁判所は2013年からの生活扶助基準引き下げ処分の違法性を認め、処分の取消しを命じる判決を言い渡しましたので、差額保護費の遡及支給することなど国に要請を

答：国の動向を注視してまいります。

9月16日（火）18時半～幹事会
ことばらんど 3会議室

議題：町田市へ要請の回答を受け
再要請書を9月中に提出

11月4日（火）10時～11時 市と懇談